

意見募集案件	ボールパーク地区の下水道事業受益者負担金の負担区設定について
担当課	水道部経営管理課 電話 011-372-3311 内線 4302

意見募集期間	令和4年7月1日(金) から 令和4年8月1日(月) まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(経営管理課)及び各出張所 ◇エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館(本館)、中央公民館 ◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島7月1日号(概要のみ)
意見の提出方法 ・提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のここと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。) 水道部経営管理課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 内線 4302 ファクシミリ 011-376-9147 電子メールアドレス: keiei@city.kitahiroshima.lg.jp
検討結果の公表 予定時期	令和4年8月下旬頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 ボールパーク地区における下水道整備費の一部を下水道事業受益者負担金として徴収するため、北広島市下水道事業受益者負担金条例を一部改正し、負担区及び負担金額(単位面積あたりの額)を定めるものです。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別添「パブリックコメント資料 1、2」のとおり (3) その案の根拠となる法令の規定 都市計画法 (受益者負担金) 第七十五条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。 2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。 3～7 略 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 公共下水道の整備により利益を受ける者(原則土地の所有者)に負担金を負担させる。
対象となる政策等 の原案	別添「パブリックコメント資料 1、2」のとおり
その他	寄せられた意見を参考に「ボールパーク地区の下水道事業受益者負担金の負担区設定」を進めます。